建築物の環境エネルギー性能を検討する新たな制度

長野県は今年4月、県地球温暖化対策条例を一部改正し、建築物の環境エネルギー（省エネ）性能と自然エネルギーの導入の検討を義務付ける新たな制度をスタートさせた。県は、県民に経済合理的な判断でより環境エネルギー性能の高い建物を選択する機会を提供することで、快適で健康に暮らせる建物を増やし、地域経済の活性化や持続可能な地域社会の構築にもつなげようというビジョンを描く。制度創設に携わった長野県環境エネルギー課の田中信一郎企画幹と、住まいの性能と健康との関係に詳しい近畿大建築学部の岩前篤学部長との対談から、全国的にも注目される制度の仕組みをひも解き、県民や事業者への理解を広げていくポイントを探った。司会は新建新聞社の桝田享志・新建ハウジング副編集長。

対談

長野県環境エネルギー課　企画幹　**田中信一郎氏**

近畿大学建築学部　学部長　**岩前 篤氏**

300㎡以上の建物に掲示努力義務

――今回の長野県の制度の概要についてご説明いただきたい。

田中　長野県では平成25年2月に「環境エネルギー戦略」を策定し、あわせて県地球温暖化対策条例も同年3月改正しました。環境配慮に関する県への届出制度を大幅に見直し・拡充し、実効性を高めました。

大きなポイントは、新たに建物を建てる施主に対し、建物の断熱性などの環境エネルギー（省エネ）性能の把握・検討と、自然エネルギーの導入について検討の二つを義務付けたことです。ただ多くの場合、施主は素人の方ですから、建築事業者（設計・施工）に対して、説明の努力義務を設けました。単に説明しなさいでは事業者も困るので、県がエネルギーパスやCASBEEなどの環境性能の評価ツールを指定し、評価ツールに関する普及講習を昨年度、今年度とやってきているところです。

この条例は本年（平成26年）4月から、まず300㎡以上を対象に施行され、来年4月からは戸建てを含む原則すべての新築建築物が義務対象になります。

また、300㎡以上の建物には、その建物の環境エネルギー性能に関する掲示努力義務を設けました。300㎡以上の建物は、所有者と利用者が異なることも多いため、テナントや利用者にもその建物の性能を知った上で使ってほしいと考えています。ロビーや玄関など、分かりやすいところに掲示していただきたいと考えています。

――欧州の制度をモデルにしたとお聞きしたのですが。

田中　そのまま取り入れたのではなく、参考にしました。東京都など国内の大都市圏でマンションやビルなどの大規模建築物を対象にした制度も参考にしています。ただ大都市では密集地での大規模建築も多く、エネルギーだけでなく、日射や緑地などさまざまな環境配慮が重要になりますが、長野県では比較的、小規模建築が多く、寒冷地であるため、エネルギー性能を重視した制度としました。その性能評価の指標としてエネルギーパスやQPEXなど、ヨーロッパや国内で先行的に普及しているものを選定しました。

――岩前先生に今回の長野県の制度や欧州の事例についてお聞きしたい。

岩前　まず、長野県の事例を見て、行政が率先してあるべき姿を示すという意味で素晴らしい取り組みだと思っています。全国のほかの県や市でも、ぜひ続いてほしい。長野県のやり方は、環境配慮が進む欧州のやり方に最も近いものだと見ています。

欧州には、EU加盟国すべてに義務付けられたEPBD（「建築物のエネルギー性能にかかわる欧州指令」）があり、ドイツやフランス、イギリスなどEU各国は、それを各国のルールの中に落とし込んでいます。このEPBDに基づき、例えばドイツではエネルギーパスという名称で運用されています。

日本の場合は、国が定めた基準に対し、すべて横並びでそこにあわせて決めていくというのが従来のやり方です。ヨーロッパはEPBDなどに対し、国独自のさらに厳しい基準を付加し、国で決めたら今度は州でそれに上乗せします。州で決まったものは今度はさらに市など、どんどん基準を厳しくする。なぜほかよりも厳しくするかというと、差別化によりそこに魅力が生まれるからなんです。それをまさに今回、長野県がやったということは、とても意義があると思っています。

エネルギー政策の知見を地域活性化に生かす

田中　これまで温暖化対策行政というのは、とにかく温室効果ガスを減らせばいいという側面がありました。今回、新たな環境エネルギー戦略をつくるにあたり、そうではなく、地域経済を伸ばし、持続可能にやっていくためにこそ温暖化対策や環境エネルギー政策についての知見が生かせると考えました。地域づくりや地域経済のために、こうした政策を導入していくという視点を明確に持っていたということは大きかったと思います。

県民には、制度導入により、たとえば一方は建築費が2000万円で年間光熱費が30万円の家、もうひとつは2200万円で光熱費10万円の家、10年間のトータルコストは一緒ですが、どちらを選ぶか選択することが可能になると説明しています。従来は初期投資のみで判断し、安いほうがいいと選んでいました。でも、実際にはランニングコストの差が10年、20年暮らすと出てくるわけです。それを考慮して最初ちょっと高くてもランニングコストが安い家をつくっておけば、当然施主にとってメリットになります。

また地域の建築事業者さんにとっても、2000万円の家が売れるよりは2200万円の家が売れるほうがもちろんいいわけです。つまり、化石燃料などの輸入で海外に流出していたお金が地域に還流することになります。ですから、地域の活性化につながりますし、県民は経済的にも環境の面でもメリットを受け、しあわせになるということで、県全体にとって良いものとしてやっていくべきだという結論になったのです。

――民間事業者の反応はどうですか。

田中　エネルギーパスなどの指定した評価ツールの普及講習を、県内の建築士や工務店向けに行っています。昨年度は約900人が受講し、今年度は9月から始まります。全部で約1700人ほどが受講できるようにしたいと思っています。また中小建築事業者の皆様に受講機会を提供できるよう、県内10地域すべてで講習会を実施する予定です。むしろ民間事業者の皆さんの反響が大きくて私たち（行政）の方が驚いているくらいです。

たなか・しんいちろう
1973年生まれ。明治大学院政治経済学研究科修了、博士（政治学）。国会議員政策秘書、明大助手、横浜市温暖化対策事業本部政策調査役、内閣官房国家戦略室上席政策調査員などを経て、現職。

いわまえ・あつし
1961年生まれ。神戸大学院工学研究科修了。近畿大学教授、博士（工学）。専門は建築環境システム。特に健康・快適でエネルギー性能に優れた住宅の在り方を研究。2011年から現職。

断熱性能の向上は居住者の健康に大きなメリット

――断熱など住まいの性能と健康の関係についてお聞きしたい。

岩前　建物の断熱・気密性能を向上させることで、住まいの省エネ性能を高めることは、実は居住者の健康面に対しても大きなメリットがあります。建物内の温度が低いことや室温差が大きいということは、健康全般に悪い影響があることがさまざまな調査結果から明らかになっています。「低温は万病のもとである」ということです。

特に外気温の低い長野県内では、健康寿命を延ばし健康な生活を維持するという観点から、建物内の低温を排除することが重要です。

東京23区のデータですが、室内の温度差が原因となるヒートショックによるとみられる入浴中の死者数は、交通事故死の6倍にものぼっています。また、住まいの断熱性能を高めると、喘息やアトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎などの症状が改善する傾向も明らかになっています。建物の断熱性などを高めて省エネルギー性能を高めることは、建物全体を快適で健康な温度に保つことにもつながります。ですから長野県のこの取り組みは、県民の健康にとってもまさに正しい答えだと思っています。

ライフサイクルコストで考えるには燃費性能の把握が不可欠

――エネルギー性能を掲示する意義は。

田中　掲示により、性能を知った上で建物を使うことが定着していくことを期待しています。また、オーナーにしてみれば、きちんとエネルギー性能を考えた建物について

は、掲示により建物の価値をアピールできることになります。断熱性能など、賢明な建物の仕様に対する関心が高まっていってくれればと思っています。

岩前　建物をライフサイクルで考えるためには、建物の燃費性能の把握が不可欠です。ランニングコストを把握しなければ、イニシャルコストと比較できません。そこはすごく大切です。欧州のやり方がすべて正しいとは言いませんが、欧州では20年、30年のライフスパンのコストで家を選ぶという考え方が徹底されています。

ところが日本はイニシャルコストでしか選ばない。なぜかというと、いままではランニングコストの違いが把握できていなかったため、ランニングはどれも一緒だという感覚があったからだと思います。でも、それはいま、確実に変わってきています。例えば東京電力管内では、震災後に家庭の電力料金単価は1・32倍にも高騰しており、エネルギーコストの上昇は続いています。さらに上がっていく可能性もありますから、ランニングコスト、つまり日々の生活における省エネ性能というもののウエートがますます高まってきます。それも含めて性能を掲示していくことは非常に重要な意義を持っていると思います。

リフォームでの活用にも期待

――制度の当面の目標や課題について聞かせてください。

田中　来年は戸建ても対象になってきますので、住宅の新築を考えている県民への広報が重要になると考えています。まずはこの改正条例の円滑な執行に全力投球します。

一方で、いまのこの評価ツールの普及講習と並行して、国の事業で断熱施工技術をレベルアップするための講習も関係団体中心に進められています。

そうしたことによってスキルと評価ツールを備えれば、当然それをリフォームに使う建築事業者さんが出てくるのではないかと期待しています。

新築だけではなく、民間の創意工夫でこのツールをどんどんリフォームに活用し、既存住宅のエネルギー性能が向上していくことも期待しています。

――最後に岩前先生から長野県へのメッセージを。

岩前　平成32年までに国が予定している省エネ基準の適合義務化がボトムを担保するものだとしたら、今回の長野モデルはトップを引っ張る意味を持っています。

民間の力を活用して引き伸ばしていこうという考え方は、とても地域にフィットするのではないかと思っています。これをいかに日本やほかの地域に広げていくかというところで長野の底力に大いに期待しています。

長野県の制度の概要

建築物環境エネルギー性能検討制度

建物を建てる前に、建築主が環境エネルギー性能（断熱等）を検討。

建築物自然エネルギー導入検討制度

建物を建てる前に、建築主が自然エネルギー設備の導入を検討。

	建築物環境エネルギー性能検討制度			建築物自然エネルギー性能検討制度			
	環境エネルギー性能検討（建築主）	環境エネルギー性能表示（建築主）	環境エネルギー性能届出（建築主）	自然エネルギー導入可能性検討（建築主）	自然エネルギー設備情報提示（建築主）	自然エネルギー導入検討結果届出（建築主）	余剰用エネルギー熱用検討結果届出（建築主）
10,000㎡以上	○	○ 努力義務	○	○	○ 努力義務	○	○
10,000㎡未満～2,000㎡以上	○	○ 努力義務	○	○	○ 努力義務	○	×
2,000㎡未満～300㎡以上	○	○ 努力義務	×	○	○ 努力義務	×	×
300㎡未満～10㎡超	○（移行期間は努力義務）	×	×	○（移行期間は努力義務）	×	×	×
10㎡以下物置、文化財、冷蔵庫等不要	×	×	×	×	×	×	×
備考	・建築主からの依頼により情報提供	・出入口等への掲示 ・戸建住宅を除く	・県への届出 ・県は公表、助言できる	・建築主からの依頼により情報提供	・出入口等への掲示 ・戸建住宅を除く	・県への届出 ・県は公表、助言できる	・県への届出 ・県は公表、助言できる

環境エネルギー性能の高い建物や自然エネルギーを活用した建物の選択・建築を促進

長野県建築物環境エネルギー性能検討制度対応 特別無料セミナー

ご存知ですか？ 長野県内に新築する300㎡以上の建築物には「環境エネルギー性能」の掲示努力義務が課されています。

受講料無料

日本ERIの省エネ性能評価サービス『BELS』と『エネルギーパス』の解説

長野県内で建築物を建てるときには、「長野県建築物環境エネルギー性能検討制度」により、県が指定する評価指標に基づき、建築物の環境エネルギー性能（省エネ等）の検討が義務付けられています。本セミナーは、長野県から制度概要についてご説明いただき、本制度に対応する日本ERIの建築物の省エネ性能評価サービス「BELS」と「エネルギーパス」について解説するものです。

9月25日（木）松本会場

9月26日（金）長野会場

参加自由

松本会場：9月25日（木）14:00～16:30（開場13:30）
キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）
松本市水汲69-2

長野会場：9月26日（金）14:00～16:30（開場13:30）
長野市生涯学習センター
長野市大字鶴賀問御所町1271-3　TOIGO WEST

▶申込方法／日本ERIホームページのトップページ（http://www.j-eri.co.jp）のセミナー情報からお申し込みください。お申し込みは、先着順とさせていただきます。
▶運営事務局／株式会社ERIアカデミー
▶お問合せ先／〒107-0052　東京都港区赤坂8丁目10番24号　住友不動産赤坂ビル1階
TEL：03-5775-7848　FAX：03-5474-1007

セミナー①
長野県建築物環境エネルギー性能検討制度の目指すものと環境エネルギー性能の掲示努力義務
講師：長野県環境部環境エネルギー課企画幹／田中信一郎

セミナー②
BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の概要と掲示努力義務対応
講師：日本ERI株式会社 省エネ企画推進部／高橋　彰

セミナー③
エネルギーパスによる住宅の燃費性能の見える化と掲示努力義務対応
講師：日本ERI株式会社 省エネ企画推進部／倉場貴之

evaluation, rating, inspection ERI 日本ERI株式会社

主催：日本ERI株式会社　後援：長野県、新建新聞社

※ 本セミナーは、継続専門能力開発（CPD）の参加型研修プログラムです。（申請中）

CPD認定講座（申請中）